

## 会 議 議 事 録

- 事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  
本日の会議の定足数を確認いたします。  
本日は、委員4名の出席をいただいております。  
宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。  
なお、本日、風見会長が急用により欠席となりましたので、議事進行は会長代理である角田委員にお願いいたします。  
それでは角田会長代理、審議の進行をお願いいたします。  
  
(高田委員到着)
- <次第1 開会>
- 会長代理 風見会長が所要により欠席とのことですので、わたくし角田が代わって進行役を務めさせていただきます。  
ただいまから、令和4年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。  
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。
- 事務局 傍聴者が1名おります。
- 会長代理 傍聴者を入室させてください。  
(傍聴者を傍聴席に案内)
- 会長代理 傍聴の方は、お手元の傍聴要領に従って傍聴してください。  
なお、審議中の撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。
- <議事録署名委員の指名>
- 会長代理 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。  
本日の議事録の署名を、佐藤委員と高田委員にお願いします。

< 次第2 審議事項 >

会長代理 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。

議案1件と報告事項32件でございます。

第1号議案は、建築基準法第48条第1項ただし書の規定による建築物の用途規制の特例許可に対する同意です。

場所は、多賀城市で、用途は博物館その他これらに類するもの（ガイダンス施設）です。

また、報告事項といたしましては、令和3年度第3回宮城県建築審査会で同意をいただきました案件、及び、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

< 第1号議案の審議 >

会長代理 まず、個別の案件について審議いたします。

第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第1号議案について説明)

会長代理 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

佐藤委員 二つ質問があります。

一つ目は、第1号議案の2にある許可が相当と考える理由の中の2行目のほぼすべての土地が多賀城市所有の公有地とありますが、これがどの範囲までなのかと、もうひとつは、第1号議案の10の50m範囲図に住宅がないとのことですが、この中に将来住宅になり得る土地があるのかを確認したいです。

事務局

ただいまのご質問につきまして、多賀城市が所有する土地の範囲ですが、資料の第1号議案の11の図面が一番分かり易いと思われまますのでご覧いただければと思います。第1号議案の11の南門関連復元位置図ですが、真ん中に都市計画道路があり、上の方に今回のガイダンス施設を含めた赤と黒で囲まれた部分、あやめ園や復元南門、今回のガイダンス施設、ここも含め西側の方に田んぼもあるのですが、田んぼも色が着いているところと着いていないところがあります。色が着いている部分は多賀城市所有であります。残りの色の着いていない田んぼにつきまして、所有者が希望すれば多賀城市が買い取ることで事業を進めていると聞いております。

二つ目の質問の第1号議案の10の図面の50m範囲図に住宅が建つ予定はないかにつきましては、先程ご覧いただきました第1号議案の11の図面のおり真ん中の都市計画道路より北側のほとんどが多賀城市の所有となっておりますし、加えて都市公園、それに特別史跡ということで住宅を建てたいと申請があっても規制されている状況ですので、この中に住宅が建つということは基本的にありません。

会長代理

他に委員の先生方ご質問はありますか？

無いようでしたら、わたしからひとつよろしいでしょうか。

許可が相当と考える理由の出だし3行を読みますと、特別史跡あるいは公園事業、図面を見るとスポーツ施設なども市が計画していると思うのですが、この地域に住宅が建つ可能性はほぼ無いようなのですが、いまは第1種低層住居専用地域ですが、線引きの見直しや計画が現時点でありますか。

事務局

現在の用途地域が第1種低層住居専用地域となっている多賀城跡も含めたマスタープランが策定されたのが平成25年となっております。10年をひとつのまわりとしてマスタープランの見直しをすることになっており、多賀城市としては、令和6年にマスタープランの見直しを行うことで改定を進め始めており、都市公園や特別史跡も含めての見直しが行われると聞いております。

多賀城跡の復元について、多賀城創建1300年が令和6年となることから、そこに併せて復元作業を進めたいという時間のギャップがあることから、今回許可申

請となったものです。

会長代理 他に委員の先生方ご質問等ございますか。  
ご質問がないようですので、本件につきまして、同意することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

会長代理 ご異議がないようですので、本件は同意することとします。  
以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。  
傍聴者の方は退出願います。

< 次第3 報告事項 >

会長代理 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況の報告事項は、以上になります。

会長代理 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。  
ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事務局 次回の開催日程についてです。次回は令和4年9月13日(火)午後4時から、  
宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご  
連絡ください。以上でございます。

< 次第5 閉会 >

会長代理 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。